

○高知市入札・契約制度基本方針推進計画

平成 23 年 3 月 7 日制定

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 18 日改定

高知市入札・契約制度基本方針第 5 項に基づき、平成 28 年度から平成 31 年度を計画期間とする高知市入札・契約制度基本方針推進計画を次のとおり定める。

(1)

基本目標	1. 公平・公正で透明性の高い入札契約制度の確立																							
個別目標	① 一般競争入札の拡大																							
現状	建設工事 土木・建築一式工事 予定価格 2,000 万円以上 電気・管工事 予定価格 2,500 万円以上 その他工事 予定価格 3,000 万円以上 建設コンサルタント業務 予定価格 1,000 万円以上（建築設計を除く） その他 一部の契約で適用（適用基準なし）																							
施策	・ 建設工事，建設コンサルタント業務 予定価格 1,000 万円以上の案件は，原則一般競争入札とする。 対象契約を更に拡大し，全ての競争入札について一般競争入札とすることを検討 ・ その他の契約 物品購入，業務委託契約等での適用基準を検討する。																							
課題	・ 入札手続に要する期間が長くなる。 （調達に事務の計画的な執行が必要になる） ・ 入札参加資格要件（地域性，経営規模等の条件）に関し，入札参加資格審査手続及び発注標準の見直し等の検討 （災害時の緊急対応や地域貢献への影響への考慮が必要。） ・ 業務委託契約では，入札事務の執行体制について検討が必要。																							
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28 年度</th><th style="text-align: center;">29 年度</th><th style="text-align: center;">30 年度</th><th style="text-align: center;">31 年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事請負契約</td><td>電気・管・ その他工事 1千5百万以上</td><td>1千万以上 原則一般</td><td>(5百万)</td><td></td></tr><tr><td>建設コンサルタント業務</td><td></td><td></td><td>(1百万)</td><td></td></tr><tr><td>その他の契約</td><td>●-----></td><td></td><td>●-----></td><td></td></tr></tbody></table>				内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降	工事請負契約	電気・管・ その他工事 1千5百万以上	1千万以上 原則一般	(5百万)		建設コンサルタント業務			(1百万)		その他の契約	●----->		●----->	
内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降																				
工事請負契約	電気・管・ その他工事 1千5百万以上	1千万以上 原則一般	(5百万)																					
建設コンサルタント業務			(1百万)																					
その他の契約	●----->		●----->																					
主な部署	契約課（全庁）																							

(2)

基本目標	1. 公平・公正で透明性の高い入札契約制度の確立													
個別目標	② 特命随意契約の適正な運用													
現状	特命随意契約の適用については、「随意契約ガイドライン」に沿った運用を行うとともに、特命随意契約部局審査会による審査、契約情報の公表を実施している。													
施策	・ 随意契約の適用について厳正に判断し、適正な契約事務の執行に努める。													
課題	・ 随意契約の適用による契約事務手続の整理 (特命随意契約部局審査会による審査の運営方法等)													
工程	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="252 1189 711 1238">内 容</th><th data-bbox="711 1189 879 1238">28 年度</th><th data-bbox="879 1189 1046 1238">29 年度</th><th data-bbox="1046 1189 1214 1238">30 年度</th><th data-bbox="1214 1189 1390 1238">31 年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="252 1238 711 1435">随意契約に係る事務手続の整理・改善</td><td data-bbox="711 1238 879 1435">●-----▶ 検討</td><td data-bbox="879 1238 1046 1435">●-----▶ 運用</td><td data-bbox="1046 1238 1214 1435"></td><td data-bbox="1214 1238 1390 1435">-----▶</td></tr></tbody></table>				内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降	随意契約に係る事務手続の整理・改善	●-----▶ 検討	●-----▶ 運用		-----▶
内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降										
随意契約に係る事務手続の整理・改善	●-----▶ 検討	●-----▶ 運用		-----▶										
主な部署	契約課 (全庁)													

(3)

基本目標	1. 公平・公正で透明性の高い入札契約制度の確立																		
個別目標	③ 工事及び建設コンサルタント業務の予定価格事前公表の取り止め																		
現状	土木工事 事後公表 建築・設備工事 一般競争＝事前公表 指名競争＝事後公表 建設以外の業務 事前公表 <ul style="list-style-type: none">土木工事では事後公表としても「くじ引き」は解消していない建築、設備工事では、事後公表とすることで入札不調・不落のリスクが高まる。																		
施策	<ul style="list-style-type: none">予定価格の公表時期について、入札手続と合わせて再検討する。関連して、最低制限価格制度の運用について検討する																		
課題	<ul style="list-style-type: none">くじ引き落札の問題は、最低制限価格制度の課題でもある。事後公表に伴う再入札の発生は、電子入札のメリットを損なう。積算疑義申立制度対象工事は、予定価格の「手続中公表」。																		
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28年度</th><th style="text-align: center;">29年度</th><th style="text-align: center;">30年度</th><th style="text-align: center;">31年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">関連する入札制度の研究・見直し (公表時期の統一・試行)</td><td style="text-align: center;">●————→</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">●……………→</td><td></td><td style="text-align: center;">●……………→</td><td></td></tr></tbody></table>				内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	関連する入札制度の研究・見直し (公表時期の統一・試行)	●————→					●……………→		●……………→	
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降															
関連する入札制度の研究・見直し (公表時期の統一・試行)	●————→																		
	●……………→		●……………→																
主な部署	契約課 技術監理課 工事所管課																		

(4)

基本目標	1. 公平・公正で透明性の高い入札契約制度の確立																		
個別目標	④ 入札・契約事務の電子化																		
現状	工事契約において電子入札システムの運用を開始した。 物品調達においてオープンカウンター方式（公開見積競争）の試行運用を開始した。 （平成 27 年度）																		
施策	<ul style="list-style-type: none">電子入札による調達を拡大する。 一般競争入札は原則電子入札を適用する。平成 32 年 2 月にシステムの更新があるため、当該調達に向けた、システム仕様の見直し等の準備を進める。オープンカウンターによる調達を拡大する。																		
課題	<ul style="list-style-type: none">事務効率の向上のための、入札・契約手続の整理																		
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28 年度</th><th style="text-align: center;">29 年度</th><th style="text-align: center;">30 年度</th><th style="text-align: center;">31 年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>電子入札による調達 （工事） （設計委託）</td><td>● 対象拡大 （一般競争分）</td><td></td><td></td><td>● 全件</td></tr><tr><td>オープンカウンター（物品） 電子入札システムの更新</td><td>● (試行)</td><td>(対象拡大・本格実施)</td><td>● 検討</td><td>● 更新</td></tr></tbody></table>				内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降	電子入札による調達 （工事） （設計委託）	● 対象拡大 （一般競争分）			● 全件	オープンカウンター（物品） 電子入札システムの更新	● (試行)	(対象拡大・本格実施)	● 検討	● 更新
内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降															
電子入札による調達 （工事） （設計委託）	● 対象拡大 （一般競争分）			● 全件															
オープンカウンター（物品） 電子入札システムの更新	● (試行)	(対象拡大・本格実施)	● 検討	● 更新															
主な部署	契約課																		

(5)

基本目標	1. 公平・公正で透明性の高い入札契約制度の確立																							
個別目標	⑤ 契約情報の公開																							
現状	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」等に基づき、契約情報の公開を実施している。</p> <p>物品や業務委託についても、予定価格、最低制限価格の事後公表を開始した。</p>																							
施策	<ul style="list-style-type: none">引き続き契約情報の公開を推進する。物品購入、業務委託契約等の入札結果のホームページ上での公表を実施する。下請者保護につながる公開制度の検討を行う。																							
課題	<ul style="list-style-type: none">下請者保護につながる情報公開については、前例がなく、収集の方法や公開の範囲など、法的な問題も含め検討が必要。予定価格等の公表に伴う契約額の高止まりに対しては、競争性を確保することで対処する。																							
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28 年度</th><th style="text-align: center;">29 年度</th><th style="text-align: center;">30 年度</th><th style="text-align: center;">31 年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約情報の公開 (物品購入等の契約情報の公表)</td><td style="text-align: center;">● —————→</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—————→</td></tr><tr><td>下請者保護につながる情報公開(検討)</td><td style="text-align: center;">● ……………→</td><td style="text-align: center;">● ……………→</td><td></td><td style="text-align: center;">……………→</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">● ……………→</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降	契約情報の公開 (物品購入等の契約情報の公表)	● —————→			—————→	下請者保護につながる情報公開(検討)	● ……………→	● ……………→		……………→		● ……………→			
内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降																				
契約情報の公開 (物品購入等の契約情報の公表)	● —————→			—————→																				
下請者保護につながる情報公開(検討)	● ……………→	● ……………→		……………→																				
	● ……………→																							
主な部署	契約課 (全庁)																							

⑥

基本目標	2. 公共調達における社会的価値の実現, 及び品質と適正な履行の確保																		
個別目標	① 総合評価落札方式の推進																		
現状	3, 000万円以上の建設工事の一部において, 総合評価落札方式(施工計画型, 企業評価型)を実施している。																		
施策	<ul style="list-style-type: none"> 適切な技術力等を持つ施工業者を選定し品質の向上を図ることに加え, 環境, 福祉, 公正労働基準の確立等の政策課題を実現する評価項目を選定し, 総合評価落札方式の適用効果が見込まれる工事に適用する。 業務委託については, 今後の課題とする。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目は一部の業界や大規模な会社に有利になるようなものではなく, 市民の十分な理解を得ることができるものでなければならない。 総合評価落札方式の実施に係る事務負担(期間, 評価事務等) 																		
工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">28年度</th> <th style="text-align: center;">29年度</th> <th style="text-align: center;">30年度</th> <th style="text-align: center;">31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合評価方式の推進(工事)</td> <td style="text-align: center;">●—————▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制度改善 業務委託契約等への拡大</td> <td style="text-align: center;">●……………▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	総合評価方式の推進(工事)	●—————▶				制度改善 業務委託契約等への拡大	●……………▶			
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降															
総合評価方式の推進(工事)	●—————▶																		
制度改善 業務委託契約等への拡大	●……………▶																		
主な部署	契約課 技術監理課 工事所管課																		

(7)

基本目標	2. 公共調達における社会的価値の実現、及び品質と適正な履行の確保																				
個別目標 ② 業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定																					
現状 庁舎等清掃，団地下水道処理施設運転管理，浄化槽の保守点検及び清掃，人的警備業務において労務単価を含めた統一的な予定価格積算基準を策定し，最低制限価格も人件費等を基準として予め設定する方式をとっている。 なお，一部の業務（受水槽及び高架水槽清掃，プール浄化装置保守点検）では，入札価格の下位5者の平均の8割を最低制限価格とする運用を行っている。																					
施策 <ul style="list-style-type: none">・ 統一的な積算基準の策定・運用について適用範囲を順次拡大。・ 入札価格の下位5者の平均の8割を最低制限価格としている現行の最低制限価格制度を，人件費等を基準とした最低制限価格制度に見直す。																					
課題 <ul style="list-style-type: none">・ 積算基準や仕様書等の統一を行う制度設計の所管。・ 最低制限価格の設定基準。・ 予算規模の拡大。（委託業務内容の見直し）																					
工程 <table border="1" data-bbox="252 1563 1390 1809"><thead><tr><th data-bbox="252 1563 715 1615">内 容</th><th data-bbox="715 1563 882 1615">28年度</th><th data-bbox="882 1563 1050 1615">29年度</th><th data-bbox="1050 1563 1217 1615">30年度</th><th data-bbox="1217 1563 1390 1615">31年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="252 1615 715 1666">積算基準による積算</td><td data-bbox="715 1615 882 1666">●—————▶</td><td data-bbox="882 1615 1050 1666"></td><td data-bbox="1050 1615 1217 1666"></td><td data-bbox="1217 1615 1390 1666"></td></tr><tr><td data-bbox="252 1666 715 1718">積算基準の策定（対象業務拡大）</td><td data-bbox="715 1666 882 1718">●……………▶</td><td data-bbox="882 1666 1050 1718"></td><td data-bbox="1050 1666 1217 1718"></td><td data-bbox="1217 1666 1390 1718"></td></tr><tr><td data-bbox="252 1718 715 1769">最低制限価格の見直し</td><td data-bbox="715 1718 882 1769">●……………▶</td><td data-bbox="882 1718 1050 1769"></td><td data-bbox="1050 1718 1217 1769"></td><td data-bbox="1217 1718 1390 1769"></td></tr></tbody></table>	内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	積算基準による積算	●—————▶				積算基準の策定（対象業務拡大）	●……………▶				最低制限価格の見直し	●……………▶				
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降																	
積算基準による積算	●—————▶																				
積算基準の策定（対象業務拡大）	●……………▶																				
最低制限価格の見直し	●……………▶																				
主な部署 契約課（全庁）																					

(8)

<p>基本目標</p>	<p>2. 公共調達における社会的価値の実現, 及び品質と適正な履行の確保</p>													
<p>個別目標</p> <p>③ 履行検収体制の適正化</p>														
<p>現状</p> <p>高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領（平成24年1月1日施行）による検査事務を行っている。</p>														
<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none">高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領等に基づく適正な検査の実施														
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none">適正かつ確実な検査を担保する仕組み・書式の整備書類作成等の形式的な事務を簡素化しつつ実効性をもたせる仕組みづくり（既定様式でなく、一般取引で使用されている書類の活用等）														
<p>工程</p> <table border="1" data-bbox="252 1413 1390 1659"><thead><tr><th data-bbox="252 1413 711 1464">内 容</th><th data-bbox="711 1413 879 1464">28年度</th><th data-bbox="879 1413 1046 1464">29年度</th><th data-bbox="1046 1413 1214 1464">30年度</th><th data-bbox="1214 1413 1390 1464">31年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="252 1464 711 1659">検収マニュアル等の運用 検査実務の運用改善 (書類様式の改善等)</td><td data-bbox="711 1464 879 1659">● 検討</td><td data-bbox="879 1464 1046 1659">● 運用</td><td data-bbox="1046 1464 1214 1659"></td><td data-bbox="1214 1464 1390 1659"></td></tr></tbody></table>	内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	検収マニュアル等の運用 検査実務の運用改善 (書類様式の改善等)	● 検討	● 運用						
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降										
検収マニュアル等の運用 検査実務の運用改善 (書類様式の改善等)	● 検討	● 運用												
<p>主な部署</p> <p>契約課 技術監理課 (全庁)</p>														

(9)

基本目標	3. 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立																							
個別目標	① 地元優先発注と競争性の確保																							
現状	高知市に本社を置く市内企業への優先発注を原則とし、市内企業のみでは競争性が確保できない場合に市外企業を含んでの調達を行っているが、結果的に、実績や価格面で、市外企業との契約となる場合がみられる。																							
施策	<ul style="list-style-type: none">・ 市内企業への優先発注を原則とする。・ 地元雇用、市税等の納税など、本市への貢献が認められる者を加えた競争性の確保。・ 総合評価やプロポーザル方式における、市内企業や地域貢献への加点。・ 仕様書等への地元雇用、地元下請、地元資材調達の付記																							
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 実績が低いことだけで、市内企業を排除することがないよう、地域経済の活性化につながる調達を行うことが必要。・ 企業誘致などの産業振興と地元優先のバランス。・ 公正取引委員会から「地域要件の設定については競争性に十分配慮するよう」要請あり。																							
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28年度</th><th style="text-align: center;">29年度</th><th style="text-align: center;">30年度</th><th style="text-align: center;">31年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>地元優先発注と競争性の確保</td><td style="text-align: center;">●</td><td colspan="3" style="text-align: center;">—————▶</td></tr><tr><td>市内企業や地域貢献への加点</td><td style="text-align: center;">●</td><td colspan="3" style="text-align: center;">—————▶</td></tr><tr><td>仕様書等への付記（検討）</td><td style="text-align: center;">●</td><td colspan="3" style="text-align: center;">……………▶</td></tr></tbody></table>				内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	地元優先発注と競争性の確保	●	—————▶			市内企業や地域貢献への加点	●	—————▶			仕様書等への付記（検討）	●	……………▶		
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降																				
地元優先発注と競争性の確保	●	—————▶																						
市内企業や地域貢献への加点	●	—————▶																						
仕様書等への付記（検討）	●	……………▶																						
主な部署	契約課（全庁）																							

(10)

基本目標	3. 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立																		
個別目標	② 社会的貢献度の高い企業への発注																		
現状	環境、福祉、雇用、地域貢献の分野で企業に期待する事項を、総合評価落札方式の評価項目や、工事業者の等級付けの加点要素、物件等の調達に係る入札参加者の指名基準に取り入れること等により、社会的貢献度の高い企業への発注に努めている。																		
施策	<ul style="list-style-type: none">・ 総合評価落札方式における社会貢献度の評価・ 入札参加資格（格付）における社会貢献度の評価・ 社会貢献度の基準をクリアした者による競争入札の実施																		
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 社会的貢献度については、できる限り認定制度など客観的に評価できるものを採用し、法的に義務付けられているものは原則除外することとなるが、特に地域貢献度の評価基準の設定が課題。																		
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28年度</th><th style="text-align: center;">29年度</th><th style="text-align: center;">30年度</th><th style="text-align: center;">31年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合計画と総合評価との調整</td><td style="text-align: center;">●→</td><td style="text-align: center;">●→</td><td></td><td style="text-align: center;">→</td></tr><tr><td>工事の等級格付けへの加点</td><td style="text-align: center;">●→</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">→</td></tr></tbody></table>				内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降	総合計画と総合評価との調整	●→	●→		→	工事の等級格付けへの加点	●→			→
内 容	28年度	29年度	30年度	31年度以降															
総合計画と総合評価との調整	●→	●→		→															
工事の等級格付けへの加点	●→			→															
主な部署	契約課																		

(11)

基本目標	3. 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立																							
個別目標	③ 雇用環境安定への具体的施策の実施																							
現状	一定金額（労働報酬下限額）以上の賃金支払いを義務付ける「特定契約制度」が盛り込まれた改正高知市公共調達条例が平成 27 年 10 月 1 日付で施行された。																							
施策	<ul style="list-style-type: none">「特定契約制度」及び労働環境等報告書の運用を通じて雇用環境安定の施策展開を図っていく。契約に係る手続の過程において労働環境等の確認を行う仕組みを検討する。																							
課題	<ul style="list-style-type: none">特定契約制度の適用範囲の拡大等，制度の改善（見直し） （運用状況のモニタリング）																							
工程	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">内 容</th><th style="text-align: center;">28 年度</th><th style="text-align: center;">29 年度</th><th style="text-align: center;">30 年度</th><th style="text-align: center;">31 年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>公共調達条例 （特定契約制度）の運用 条例改正（制度改善）</td><td style="text-align: center;">● ————→</td><td></td><td style="text-align: center;">→</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">● ……→</td><td style="text-align: center;">● ——→</td><td style="text-align: center;">→</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">検証</td><td style="text-align: center;">見直し</td><td></td></tr></tbody></table>				内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降	公共調達条例 （特定契約制度）の運用 条例改正（制度改善）	● ————→		→				● ……→	● ——→	→			検証	見直し	
内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降																				
公共調達条例 （特定契約制度）の運用 条例改正（制度改善）	● ————→		→																					
		● ……→	● ——→	→																				
		検証	見直し																					
主な部署	契約課（全庁）																							